

## 公共工事の中間前払金に係る運用基準

### 1. 中間前払金の制度の趣旨

中間前払金の制度は、工事の着手時に前払金（請負代金額の10分の4以内の額、ただし、低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金額の10分の2以内の額）を支払った後に、更に工事の中間段階において前払金（請負代金額の10分の2以内の額）を支払うものである（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3項、男鹿市財務規則（平成17年3月22日規則第39号）、工事請負契約書に添付する契約事項第35条第4項（継続費による契約にあっては第35条第5項））。

### 2. 中間前払金の対象となる工事等

- (1) 中間前払金の対象となる工事は、請負代金額が130万円以上の工事（ただし、工事の設計及び調査並びに工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものを除く。）であって、契約者が契約の締結にあたり中間前金払を請求する旨の届出を行っているものとする。
- (2) 契約者は、(1)の工事について、次のすべての要件に該当する場合において、中間前払金を支払うことができるものとする。
  - 1) 工期の2分の1を経過していること。
  - 2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
  - 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### 3. 中間前払金の対象となる経費

中間前払金の対象となる経費は、着手時の前払金同様に、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

### 4. 中間前払金の額

請負代金額の10分の2以内の額とする。ただし、請求しようとする中間前払金の額と支払いを受けた着手時の前払金の合計額は、請負代金額の10分の6（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあっては、請負代金額の10分の4）を超えてはならない。

### 5. 継続費又は債務負担行為に係る特例

- (1) 継続費又は債務負担行為に係る契約でその履行が数年度にわたるもの（以下「複数年度契約」という。）に係る中間前払金については、各年度の年度割金額等及び工事期間を基礎として、対象要件（前記2の(1)）及び支払要件（前記2の(2)）の該当の有無を判断し、その支払額も年度割金額等を基礎として計算し、それぞれの年度において支払うものとする。
- (2) 契約者が、いずれかの年度において年度割金額等が130万円以上の工事であることにより中間前払金を請求する旨の届出を行っている場合であっても、対象要件を満たさない年度については、中間前金払は行わないものとし、当該年度については部分払を行うことができる。

## 6. 中間前払金に係る認定

- (1) 契約者は、中間前払金の請求をしようとするときは、あらかじめ中間前払金認定請求書（様式 1）を契約担当者に提出するものとし、当該請求書には、工事履行報告書（様式 2）を添付するものとする。
- (2) 契約担当者は、(1) の認定請求書の提出があったときは、原則 7 日以内に、前記 2 の要件のすべてに該当するものであるかどうかを審査し、妥当と認めたときは認定調書（様式 3）を 2 部作成し、1 部を契約者に交付し、他の 1 部を保管するものとする。  
なお、認定調書の交付をもって契約事項第 35 条第 7 項後段の通知とみなす。
- (3) 認定は、中間前払金認定請求書に添付された工事履行報告書、既に提出されている工程表等により行うものとする。  
なお、工事現場等に搬入された検査済みの材料等があるときは、その額を出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。
- (4) 出来高の数値に疑義がある場合は、契約者に該当数値の根拠となる資料の提示等を求め確認するものとする。

## 7. 中間前払金の支払の請求

- 契約者は、中間前払金に係る認定を受けたときは、請求書に保証事業会社が発行する当該中間前払金に関する保証証書（原本及び写し 1 部）を添付して契約担当者に提出するものとする。
- 契約担当者は、当該請求があった日から起算して 14 日以内に中間前払金を支払うものとする。

## 8. 中間前金払と部分払の選択

- (1) 一の工事（複数年度契約にあつては、一の年度の工事）について、中間前金払と部分払（複数年度契約における各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。）の両方を行うことはできないものとする。
- (2) 中間前払金の対象となる工事の契約の締結にあつては、契約者に中間前金払と部分払のいずれかを選択させることとし、このことをあらかじめ周知するため、設計図書等とともに「入札条件」（様式 4）として示すとともに、契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に関する届出書」（様式 5）を契約者から提出させるものとする。

※本運用基準は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(様式1)

## 中間前払金認定請求書

年 月 日

男鹿市長 ○○ ○○ 様

契約者 住 所  
商号又は名称  
氏 名  
電 話 番 号

印

次の工事について、契約事項第35条第4項各号に規定する要件のすべてに該当しますので中間前払金に係る認定を請求します。

工 事 名	
工 事 場 所	
契約年月日	年 月 日
工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	¥
摘 要	添付資料 工事履行報告書

(様式2)

## 工事履行報告書

工 事 名			
工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
日 付	平成 年 月 日 ( 月分)		
月 別	予定工程 (%) ( ) は工程変更後	実施工程 (%)	備 考
(記事欄)			

※本書を中間前払金認定請求書(様式1)に必ず添付すること。

主 任 監督員	監督員	

現 場 代理人	主任(監理) 技 術 者

(様式3)

## 中間前払金認定調書

契約者	
工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日
工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
請負代金額	¥
摘要	1) 工期の2分の1を経過している。 2) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている当該工事に係る作業が行われている。 3) 出来高が2分の1以上である。
<p>上記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前払金を支払うことができる要件を具備 <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない ことを認定する。</p> <p>※いずれか一方を削除すること</p> <p>年 月 日</p> <p>男鹿市長 ○ ○ ○ ○ 印</p> <p>工事監督員 所属課所 ( ) 氏 名 ( ) 電話番号</p>	

(様式4)

## 入札条件

### 1. 中間前金払と部分払の選択について

請負代金額が130万円以上の工事（継続費又は債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの年度の年度割金額等が130万円以上の工事）については、中間前払金を請求できるので、この場合は、あらかじめ中間前金払と部分払のいずれかを選択するものとする。

この選択については、契約締結時に届け出るものとし、その後においては変更することができない。

### 2. 中間前払金の請求

(1) 中間前払金は、次のすべての要件を満たすことについて認定を受けた場合に請求できる。

- 1) 当該契約に係る工期の2分の1（継続費又は債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の工事期間の2分の1）を経過していること。
- 2) 1) の工期の2分の1までに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1（継続費又は債務負担行為に係る契約にあつては、当該年度の年度割金額等の2分の1）以上の額に相当するものであること。

(2) 契約締結に当たり、部分払を選択する旨の届出を行っている場合には、中間前払金を請求することはできない。

### 3. 部分払の請求

契約締結にあたり、中間前払金を選択する旨の届出を行っている場合には、部分払（継続費又は債務負担行為に係る契約における各年度末の部分払及び繰越に係る工事における年度末の部分払を除く。）を請求することはできない。

(様式5)

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

年 月 日

男鹿市長 様

住 所

氏 名

印

次の工事に係る中間前金払と部分払の選択について、届出します。

1. 施工する工事

(1) 工 事 名

(2) 工 事 場 所

(3) 請負代金額      円

(4) 工 事 日 数                      日

2. 中間前金払と部分払の選択 (いずれかに○を付すこと。)

(1) 中間前金払

(2) 部 分 払

[注] 特定建設共同企業体にあつては、構成員の全てが記名押印すること。

(参考)

中間前払金手続フロー

